PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number : **JP 64-004934** (43)Date of publication of application : **10.01.1989**

| (51) | Int. | CI. |
|------|------|-----|
|------|------|-----|

G11B 7/24 B42D 15/02 G06K 19/00

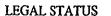
(21)Application number : 62-160529 (22)Date of filing : 27.06.1987 (71)Applicant : BROTHER IND LTD (72)Inventor : BESSHO YOSHINORI TERAMOTO TAKUJI

(54) RECORDING MEDIUM AND METHOD FOR READING RECORDED INFORMATION THEREOF

(57)Abstract:

PURPOSE: To prevent the falsification of recorded information by adding an electromagnetic wave absorptive material which absorbs electromagnetic waves in an invisible region in the form of applying the prescribed information to a titled medium, thereby writing the intended information as an invisible information.

CONSTITUTION: A recording card 10 as the recording medium has a rectangular substrate 11 which consists of, for example, a vinyl chloride resin, etc. A display layer 12 which displays figures and patterns for advertisement, etc., is formed on one plate surface thereof and an IR reflecting coating 13 is formed thereon. The IR reflecting coating 13 is alternate layers of TiO2 and SiO2 which are substantially transparent to visible light. An IR absorptive material 14 as the electromagnetic wave absorptive member is fixed in the form of applying the prescribed information near to the center of the coating 13. Since the interpretation of the bar lines constituting the recorded information by naked eyes is thereby prohibited, the falsification of the recorded information is prevented.



[Date of request for examination]

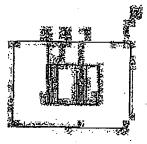
[Date of sending the examiner's decision of rejection]

[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]

[Date of final disposal for application]

[Patent number]





Searching PAJ

159

[Date of registration] [Number of appeal against examiner's decision of rejection] [Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection] [Date of extinction of right]

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

Searching PAJ

15

[Date of registration] [Number of appeal against examiner's decision of rejection] [Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection] [Date of extinction of right]

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

http://www19.ipdl.ncipi.go.jp/PA1/result/detail/main/wAAAFfaGbYDA364004934P1.htm 10/20/2005

· ⑲ 日本国特許庁(j P) ⑪ 特許出額公開

◎ 公 開 特 許 公 報 (A) 昭64-4934

| @Int_Cl_1 | 識別記号 | 庁内整理番号 | 6 公開 | 昭和64年() | 1989)1月10日 |
|--------------------|-------------------------|--|-------------|---------|------------|
| B 42 D 15/ | (02 331 H | 3-8421-5D 1-8302-2C 1-6711-5B 審査請求 | 未請求 | 発明の数 | , |
| 9発明の名称 | 記録媒体とその記録情報 | 読取り方法 | | | |
| | | 62—160529 62(1987)6月27日 | | | |
| 109発明者 | 別所 芳 則 | 愛知県名古屋市瑞穂区期 株式会社内 | 图田通 9门 | 「目35番地 | ブラザー工業 |
| 砂 発明者 | 寺本 卓司 | 愛知県名古屋市瑞穂区城 株式会社内 | 图田通 9 7 | 135番地 | ブラザー工業 |
| 00出)期(人 00代)理(人 | ブラザー工業株式会社 弁理士 神戸 典和 | 受知県名古屋市瑞穂区城 外2名 | 团田通9丁 | 「目35番地 | |

1. 発明の名称 記録媒体とその記録情報読取り方法

2. 特許請求の範囲

(1) 読取り専用の情報が書き込まれた記録媒体であって、可視光線の波長帯域外の特定帯域波 長の電磁波を吸収する電磁波吸収材が、その記録 媒体に特定の情報を与える形態で付加されること により、前記読取り専用の情報が書き込まれてい ることを特徴とする記録媒体。

(2) 前記記録媒体が携帯用の記録カードであ り、前記電磁波が赤外線である特許請求の範囲第 1項記載の記録媒体。

(3) 可視光線の波長帯域外の特定帯域波長の 電磁波を吸収する電磁波吸収材によって記録媒体 に書き込まれた読取り専用の情報を、その特定帯 域波長の電磁波を前記記録媒体に当てて走査する ことにより、その記録媒体の前記電磁波吸収材の 設けられていない部分で反射する電磁波とその電 磁波吸収材に吸収される電磁波とに基づいて読み 取ることを特徴とする記録情報読取り方法。

(4) 前記記録媒体が携帯用の記録カードであ り、前記電磁波が赤外線である特許論求の範囲第 3 項記載の記録媒体。

3.発明の詳細な説明

<産業上の利用分野>

本発明は、読取り専用の情報が書き込まれた記 録媒体およびその記録媒体に書き込まれた読取り 専用の情報を読み取る記録情報読取り方法に関す るものである。

<従来の技術>

このような記録媒体の一種に、例えばパンキン グカードやクレジットカードに代表される携帯用 の斑気カードが知られている。また、パーコード によるパーコードカードなどが考えられている。 <発明が解決しようとする問題点>

上記磁気カードは、記録すべき読取り専用の情報が磁性材料に残留磁気として書き込まれるが、 情報の書き込まれたカードを磁石等の磁気を帯び た材料に近づけると、情報化された残留磁気が変 化したり消えてしまったりする。このように磁気 カードは外部からの磁気に非常に弱いため、その 取扱いに注意を娶する不便さがある。

一方、上記バーコードカードは、記録情報が複 数の棒線の形態に置き換えられ、これらが種々の 線幅および間隔で配列されて光学的に読取り可能 な情報として書き込まれる。このバーコードカー ドの場合には、磁気カードのように磁気に弱いと いう問題はないが、記録情報を構成する捧線が肉 既で利別可能であるため、改さんにより不正使用 されやすいという危険性がある。

<問題点を解決するための手段>

本発明はこのような問題を解決するためになさ れたものであり、前述のような記録媒体において、 可視光線の波長帯域外の特定帯域波長の電磁波を 吸収する電磁波吸収材が、その記録媒体に特定の 情報を与える形態で付加されることにより、前記 読取り専用の情報が書き込まれていることを特徴 とする。

また、本発明に係る情報読取り方法は、可視光

.

また、上記のように特定帯域波長の電磁波を吸 収する電磁波吸収材によって記録媒体に書き込ま れた情報を読み取る際に、その電磁波吸収材の吸 収帯域の波長の電磁波を当てて走査することによ り、電磁波吸収材が設けられている部分では電磁 波が吸収され、電磁波吸収材が設けられていない 部分では電磁波が反射する。このように電磁波を 走査してその吸収と反射により記録媒体に書き込 まれた情報を読み取るため、情報の読取りを迅速 に行うことができる。

<実 施 例>

第1図および第2図に示すものは、本発明の一 実施例である記録媒体としての記録カード10で ある。

記録カード10は長方形の茲板11を備えてい る。茲板11は例えば塩化ビニル樹脂等から成り、 その一方の板面に宜伝用等の図形や文字を表示す る表示暦12が形成され、その上に赤外線反射コ ーティング13が施されている。赤外線反射コー ティング13は、TiO:とSiO:との交互層

特開昭64-4934(2)

線の波長帯域外の特定帯域波長の電磁波を吸収す る電磁波吸収材によって記録媒体に容き込まれた 決取り専用の情報を読取る方法であって、その特 定帯域波長の電磁波を前記記録媒体に当てて走査 することにより、その記録媒体の前記電磁波吸収 材の設けられていない部分で反射する電磁波とで の電磁波吸収材に吸収される電磁波とに基づいて 情報の読取りを行うことを特徴とする。なお、こ の情報読取り方法は本発明に係る記録媒体の使用 方法とみることができる。

<作用および効果>

上記のように記録媒体に、不可視領域の電磁波 例えば赤外線等を吸収する電磁波吸収材を特定の 情報を与える形態で付加すれば、目的とする情報 を不可視情報として書き込むことができるため、 肉取での解読が不可能となり、記録情報の改さん を防止できる。また、磁気カードと異なり、残留 磁気の形で情報を記録するものではないので、磁 気に近づけても差し支えなく、取扱い上の割約が 少ない。

であり、可視光に対しては殆ど透明なものである。 赤外線反射コーティング13の中央付近には辺磁 波吸収材として赤外線吸収材14が特定の情報を 与える形態で固若されている。赤外線吸収材14 は特定帯域波長の電磁波たる赤外線を吸収するも ので、例えばボリメチン系。シアニン系。アント ラキノン系等の合成樹脂材料からなっている。そ して赤外線吸収材14は棒線の形態で複数のもの が互いに平行に、かつ同じ長さで形成されており、 それぞれ基板11の幅方向(短辺と平行な方向) に延びている。各棒線は両端が基板11の長辺に 平行な直線に沿って位置するとともに、基板11 の長辺と平行な方向において所定の間隔を保って 配列されている。

個々の棒線は記憶すべき情報の1要素を構成し ているが、目的とする情報に応じて持線の本数。 間隔。線幅等は種々の形態がとられることとなる。 赤外線吸収材14が固着された基版11の版面 には、例えばポリカーポネード系の合成問題から なる保護腹16が一体的に積層されている。保護 15

腹16は赤外線を透過させるもので、赤外線吸収 材14を覆い保護している。赤外線吸収材14は 透明ではあるが薄い緑色または茶色を視辺し得る。 しかし、本実施例においては、その下側に表示層 12が形成されているため、表示暦12の図や文 字に妨げられて赤外線吸収材14の配列パターン は保護膜16が存在しない状態でも肉酸では視認 できない。したがって、赤外線吸収材14を返蔵 する意味で保護腱15を設けることは不可欠では ないが、赤外線吸収材14の密滅や損傷を防ぐた めに有効である。なお、保護膜16を均一に着色 して赤外線吸収材14の配列パターンを視認不能 としたり、保護膜16上に宣伝用等の文字, 図形 等を描くことも可能である。文字、図形等が赤外 線を透過させる材料で描かれている限り、赤外線 吸収材!しによって書き込まれた情報の読取りに 支障は生じないのである。なお、厚さについては、 例えば基板11を0.5 ===、赤外線吸収材14を0. 1 mm、保護膜16を0.4 mm程度とすることができ る.

ム材に赤外額吸収材を転写し、それを基板11に 貼り着けてもよい。

このようにレーザプリンタを使用し、赤外線吸 収材14により茲仮11に情報を書き込んだ後、 茲仮11上に温度変化に強く、光線透過率の高い ポリカーボネート樹脂よりなる保護膜16を形成 して記録カード10の製造が完了する。

次に、上記のように情報が書き込まれた記録カ ード10の情報を読み取る方法について説明する。 第3回は記録カード10の記録情報を読み取る 装置の視式図である。

図中一点鎮線で示すように、赤外線半導体レー ザ20から放射された赤外線(以下光線と称する) はコリメータ22により平行光とされ、偏光ビー ムスプリッタ24に向かって直進する。

この偏光ビームスプリッタ24は、その偏光腹 面に平行な偏光面を有するP偏光を全透過させ、 P偏光と直交するS偏光を全反射させるものであ り、この装置では赤外線半導体レーザ20から放 射された光線が全て透過するように、つまり偏光

待閒昭64-4934(3)

このような記録カード10への情報の書込みは 例えばレーザプリンクを使用して行うことができ る。この方法は、例えばキーボードから入力され た時証番号等を、それに対応する棒線形態にパタ ーン化し、そのパターン化された棒線形態(ビッ ト情報)を赤外線吸収材14によって基板11上 に印刷するものである。

まず、予め帯電させた感光ドラム(以下ドラム と称する)の回転軸方向へレーザ光を走査する。 ドラムに照射されるレーザ光のパターンは上記棒 線形態に対応しており、レーザ光が照射されたド ラム部分の電位が変化し、静電的な潜像が形成さ れる。現像することにより、その潜像に通常のト ナーに代えてパウダー状の赤外線吸収材(前述の ようなポリメチン系等の合成問題粉末)を付着さ せる。そのドラム表面に付着した赤外線吸収材を、 表示層12および赤外線反射コーティング13を 有する基板11上に転写し、加熱および加圧下で 定着させる。なお、基板11上に赤外線吸収材を 直接転写するのではなく、所定の紙類等やフィル

ビームスプリッタ24の偏光顕面に対して光線の 偏光面がP偏光となるように設定されている。偏 光ビームスプリッタ24を透過した光線は1/4 波長坂26を経ることにより円偏光になる。その 後、ボリゴンミラー28で反射させられた光線は、 (θレンズ30により絞られ、保護膜16を透過 して基板11上の一点に集光される。

上記ボリゴンミラー28は図示しないモータに よって軸32のまわりに回転可能に支持されてお り、図中反時計方向にミラー面34が回転すると、 その回転とともに光線の入射角(あるいは反射角) が大きくなり、光線は基板11の上端から下端傷 へ走査される。光線が次のミラー面36に移るま でには情報の書き込まれた区域の走査が完了する。

ボリゴンミラー28は上記軸32のまわりに回 転するため、ミラー面34から10レンズ30へ 反射される光線も回転し、それによって基板11 上の奥光点の位置が変わるのであるが、10レン ズ30には次式を満たす性質があるため基板11 の走変は等速で行われる。

y = ſ · ∂

ただし、「:レンズの魚点距離

θ:光線のレンズへの入射角

y: 基板上における集光点の位置座復 基板11上に集光された光線は基板11上をそ の長手方向に走変されるが、その走変中において 前記赤外線吸収材14で形成された捧線部分に当 たった光線は吸収され、赤外線吸収材14が形成 されていない部分に当たった光線は赤外線反射コ ーティング13で反射させられる。反射後の光線 は、入射時と同じ光路を逆向きに進行し、(*θ*レ ンズ30. ポリゴンミラー28を経て1/4波長 板26を通過する。

1/4波長板26を通過すると、円傷光が直線 偏光、すなわち赤外線半導体レーザ20から放射 されて1/4波長板26を通過する前のP偏光と は偏光面が90°異なる直線偏光(S偏光)とな る。このS偏光は、図中二点填線で示すように、 偏光ビームスプリッタ24により全反射させられ、 センサ38に供給される。このように帰路の光線

のレーザ光に当てるだけでよい。言わば記録カー ドを読取機に『見せればよい』のであり、記録カ ードを1枚ずつ読取機に挿入する手間を書くこと ができる。

なお、以上の実施研において、基板11上に赤 外線吸収材14を付着させる方法の一つとしてレ ーザブリンタを使用する遮襟を示したが、この緩 様に限らず、例えばフォトマスクおよびフォトレ ジストを使用し、露光。現像等の処理により基板 11上に赤外線吸収材14のパターンを形成する 手法など、通宜の手法を採用することができる。

また、以上の実施例においては赤外線吸収材1 4 が記録カード10の幅方向に延びる棒線状の形 態で配列されていたが、光線の走査は8方向につ いて行い得るから棒線の方向は任意であり、棒線 状のパターンに限定されるわけでもない。例えば、 赤外線吸収材を光線の走査方向に沿って複数のス ポット状の形態で配列して情報を与えることも可 能である。さらに、所定の画像のパターンを赤外 線吸収材で形成し、これを招報として使用するこ

待閒昭64-4934(4)

は偏光ビームスブリッタ24により全反射させら れるため、赤外線反射コーティング13による反 射光の光量が比較的少ない場合でもそれがすべて センサ38に供給されて検出に必要な光量が確保 される。センサ38は検出した光線を電気信号等 の検出信号に変換し、この検出信号に基づいて記 録カード10に書き込まれている情報の読取りが 行われる。

以上のように本実施例の読取り方法では、光魂 として赤外線半導体レーザ20を使用しており、 記録カード10に書き込まれた情報を数msec単位 で迅速に読み取ることができる。また、赤外線半 導体レーザ20から放射される赤外線は不可視情 報を与える赤外線吸収材14によってのみ吸収さ れ、保護限16上に可視情報が記録されていても 赤外線が透過できれば支障はなく、赤外線吸収材 14による不可視ビットが、可視情報の上に重ね 書きされていても差し支えない。さらに、磁気カ ード等のように、読取ヘッドを記録カードに接触 させる必要がないため、単に記録カードを走金中

ともできる。

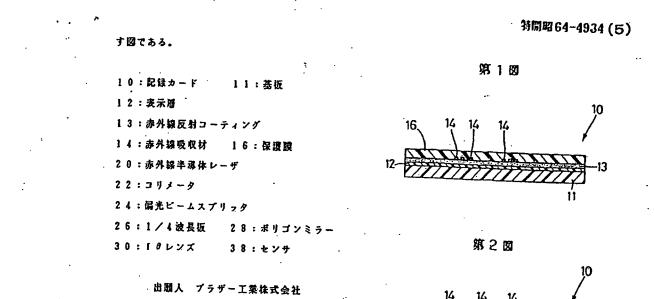
また、赤外線半導体レーザ20から放射された 赤外線を基板11上に集光し、走査するための手 段は、ポリゴンミラー28に代えて例えば円板の 周囲に沿って複数個のホログラムを形成したホロ グラムスキャナを用いることも可能である。

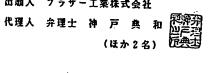
さらに、電磁波吸収材として赤外級吸収材を用 いる腔操の他に、例えば紫外線吸収材を使用する ことも可能である。この場合にも、情報を不可視 パターンで書き込むことが可能であるが、情報の 読取りには紫外線 (例えばエキシマレーザ)が使 用されることとなる。

その他、本発明は当業者の知識に基づいて種々 の改良、変更を施した腹様で実施し得ることは勿 論である。

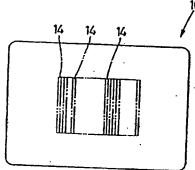
4.図面の簡単な説明

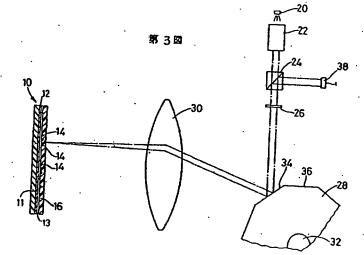
第1図は本発明の一実施例である記録カードの 断面図であり、第2図はその平面図である。第3 ・図は第1および第2図の記録カードに書き込まれ た情報を読み取るための読取り装置を損式的に示 en de la companya de





13





-187-